

令和6年度低所得者支援給付金 (住民税非課税等世帯化・こども加算)のご案内

申園福祉課社会福祉班 ☎84-1257

令和6年度において、新たに住民税非課税になる世帯および住民税均等割のみ課税になる世帯(非課税等世帯化)に10万円、これらの世帯に扶養されている18歳以下の児童がいる世帯に対して、児童1人当たり5万円を加算して支給します。

なお、令和5年度に低所得者支援給付金の対象となった方は対象となりません。

対象者

①住民税非課税等世帯化

令和6年6月3日時点で横芝光町に住民登録があり、かつ新たに令和6年度分住民税が非課税となる世帯および新たに住民税均等割のみ課税になる世帯

②こども加算

令和6年6月3日時点で横芝光町に住民登録があり、かつ新たに令和6年度分住民税が非課税となる世帯

および新たに住民税均等割のみ課税になる世帯で、これらの世帯に扶養されている18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の子

※①②とも、住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成された世帯は除きます。

支給額

①1世帯につき10万円

②1人につき5万円

手続方法

確認書(申請書)を福祉課へ提出

※対象の方には、支給に関する通知を7月下旬ごろに発送しています。

申請期限 10月31日(木) ※当日消印有効

期限までに申請がない場合は、本給付金を**受給できません。**

町税は窓口でかんたん『口座振替』を!

申園税務課収納対策班 ☎84-1212

口座振替は、納期限を気にすることなく、指定した金融機関の口座から税金を直接納付できる便利な制度で、納め忘れがありません。

申し込みは税務課窓口で、キャッシュカードと暗証番号の入力だけで簡単に手続きできます。ぜひご利用ください。

振替できる町税

- ・町県民税(普通徴収分)
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税(普通徴収分)

必要なもの

キャッシュカードと暗証番号

取扱金融機関

京葉銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、銚子商工信用組合、銚子信用金庫、ゆうちょ銀行、山武郡市農業協同組合、ちばみどり農業協同組合

振替日

振替日は、各納期限の期日です。

※取扱金融機関に預貯金通帳と届出印を持参し、口座振替依頼書を記入のうえ、申し込むこともできます。(振替開始までに1か月程度かかります。)

定額減税補足給付金(調整給付金)のご案内

申園税務課住民税班 ☎84-1212

令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税において、定額減税が実施されます。定額減税の対象者で、定額減税を十分に受けられないと見込まれる方に対し、その差額を給付します。

対象者

定額減税対象者で定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る(減税しきれない)と見込まれる方

ただし、次に該当する方は**対象外**となります。

- ・納税義務者本人の令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える方
- ・令和6年分推計所得税額および令和6年度分個人住民税所得割額(いずれも定額減税前の額)がともに0円の方

手続方法

令和6年7月下旬に、対象となる方へ「調整給付金支給確認書」を送付しています。お手元に届いた確認書に必要事項を記入し、本人確認書類等を添付のうえ、同封の返信用封筒にて返送してください。

提出期限 10月31日(木) ※当日消印有効

期限までに提出がない場合は、本給付金を**受給できません。**